

	No	事業名	事業概要	平成17年度 計画	平成17年度 実績	所管局
3. 男女平等参画を推進する社会づくり						
(3) 推進体制						
ア. 都における体制						
	120	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置。行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。	調査審議事項について、総会及び部会を合わせて10回程度開催予定	第三期審議会発足に向けた準備を行った。	生活文化局
	121	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。	(再掲No.117参照) 年数回開催予定 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合的な調整 ・審議会調査審議事項に関する調整	(再掲No.117参照) 1回開催 ・審議会等への女性委員の任用促進 ・配偶者暴力対策基本計画及び配偶者暴力被害者支援基本プログラムの策定状況について	生活文化局
	122	研修の実施	・講師等育成研修「男女平等推進科」 男女平等、男女共同参画及びセクシュアル・ハラスメントに関する知識や問題解決能力を付与し、局研修の講師、職場のリーダーとなる人材を育成する。	・対象者 各局人事担当者及びセカハラ相談担当者 40名 年1回開催	・対象者 各局人事担当者及びセカハラ相談担当者 14名 年1回開催	総務局
	123	東京都男女平等推進基金の運営	基金廃止（平成15年3月31日）	なし	なし	生活文化局
イ. 相談（都民等からの申出）						
	124	総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談に対応した総合相談を実施する。	・一般相談 ・配偶者相談支援センターの総合相談(№63①再掲) ・特別相談 ・男性相談 (№66再掲) ・グループ相談 ・相談員のためのスーパーバイズ(№129再掲)	・一般相談 ・配偶者相談支援センターの総合相談(№63①再掲) ・特別相談 ・男性相談 (№66再掲) ・グループ相談 ・相談員のためのスーパーバイズ(№129再掲)	生活文化局
	125	福祉相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じる。	(再掲No.64、No.70、No.71参照) 女性相談センター（立川出張所を含む）の運営	(再掲No.64、No.70、No.71参照) 女性相談センター（立川出張所を含む）の運営	福祉保健局
	126	労働相談	賃金、昇進などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行う。	(再掲No.11、No.80参照) 労働相談情報センター 本所、5事務所	(再掲No.11、No.80参照) 労働相談情報センター 本所、5事務所	産業労働局
	127	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置。行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。	(再掲No.120参照) 諮問事項について、総会及び部会を合わせて10回程度開催予定	(再掲No.120参照) 第三期審議会発足に向けた準備を行った。	生活文化局

	No	事業名	事業概要	平成17年度 計画	平成17年度 実績	所管局
	ウ．区市町村や事業者等との連携					
	128	男女平等参画を進める会	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置。各々の行動計画の取組状況について、報告等を行う。	総会、報告会等 年 2 回	・総会 2 回（うち 1 回をシボジウム形式で実施） シンポジウム（講演及びパネディスカッション） テーマ「仕事を中断した女性が再び社会で活躍するために～女性の再チャレンジを考える～」	生活文化局
	129	区市町村との連絡会議等	都民における男女平等参画の効果的促進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議を行い、意見や情報交換を行う。また、相談事業において、区市町村の相談員等に対して研修を行う。	・相談員のためのスーパーバイズ (No.124の一部再掲) 月 1 回	・相談員のためのスーパーバイズ (No.124の一部再掲) 月 1 回	生活文化局
				・相談員養成講座 基礎編 応用編 各 1 回 各 4 0 名	・相談員養成講座 4 回 延べ 1 5 8 名	
				・区市町村男女平等施策担当者連絡会議 年 4 回	・区市町村男女平等施策担当者連絡会議 8 回	生活文化局
	130	行政機関男女雇用平等問題担当者会議	男女雇用平等、仕事と家庭との両立支援等に係る意見や情報交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催する。	年 1 回	年 1 回	産業労働局
	131	女性センター連絡会議等	東京ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内女性センター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指し、女性センター館長会議を開催する。広域センターとしての立場から、地域の女性センター等の新任職員等を対象に研修を実施する。	・館長等会議 年 2 回 ・都内女性センター職員等研修 基礎編 1 日 応用編 1 日 各 4 0 名	・館長等会議 年 2 回 ・都内女性センター職員等研修 基礎編 1 日 応用編 1 日 延べ 7 4 名	生活文化局
	132	アジア大都市ネットワーク 21 共同事業 「女性の社会参画」	男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通の課題の解決に取り組む。	「アジア大都市女性セミナー」に女性起業家及び職員を派遣 2 名 4 日間	「アジア大都市女性セミナー」に女性起業家及び職員を派遣 開催実績なし	生活文化局